

令和元年度

十和田市プレミアム付商品券 取扱加盟店を募集します

- 十和田市では、今年10月から使用できる市内共通のプレミアム付商品券を、住民税非課税者と3歳半までの子供を含む世帯の世帯主を対象に販売します。
- 消費税・地方消費税率引上げが住民税非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券を発行いたします。
- 市内の小売店、飲食店、サービス店など取扱加盟店を募集いたします。販売促進、店舗・商品のPRの機会としてご応募いただきますようお願い申し上げます。

取扱加盟店の募集概要

◎**取扱加盟店申請期間** **令和元年7月16日(火)～8月30日(金)** (期限を過ぎてお申し込みされた方は、取扱加盟店一覧への掲載はホームページのみとなります。ご注意ください。)

◎**業種** 十和田市内で営業している店舗。(但し、一部の風俗営業業種及び公序良俗に反する営業を行うものは対象外です。)

◎**取扱加盟店登録の申請方法**

裏面の「十和田市プレミアム付商品券取扱加盟店登録申請書」にご記入の上、下記のいずれかの方法で申請してください。

1. 直接申請：十和田商工会議所、十和田湖商工会へお持ちください。
(土・日・祝日を除く、午前9時～午後5時)
2. FAXで申請：十和田商工会議所FAX 0176-24-1563 十和田湖商工会FAX 0176-72-3050
(注意：FAXで申請の場合は、お電話で送付後の確認をお願いします。)

◎**商品券販売期間及び内容**

1. 商品券の販売期間は令和元年10月1日(火)～令和2年2月28日(金) (土・日・祭日を除く)
2. 1枚額面500円券10枚綴りの商品券1冊5,000円を4,000円(プレミアム率25%)で販売。

◎**商品券使用期間** 令和元年10月1日(火)～令和2年2月29日(土)

◎**商品券の換金**

所定の商品券受付書に必要事項をご記入の上、使用済みの商品券(すべての商品券裏面に社判(スタンプ)を押印)を添え十和田商工会議所(旧十和田湖町地区の方は十和田湖商工会)へお持ちください。商品券の換金は月2回(原則として月の前半に受付した分は当月末に、後半に受付した分は翌月中旬に)行う予定です。なお、換金のための振込用登録口座は青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合の十和田市内各支店・営業部とさせていただきます。

※詳しくは十和田商工会議所ホームページ(<http://www.towada.or.jp>)掲載の「十和田市プレミアム付商品券発行事業実施要項」をご確認ください。

商品券取扱加盟店登録のお申し込みは

旧十和田市地区の方の受付窓口：十和田商工会議所(十和田市西二番町4-11)

旧十和田湖町地区の方の受付窓口：十和田湖商工会(十和田市大字奥瀬字中平61-1)

商品券取扱加盟店登録等についてのお問合せは

事業受託者：十和田商工会議所 電話 0176-24-1111

商品券発行及び実施主体：十和田市

商品券事業についてのお問い合わせは

十和田市健康福祉部 生活福祉課 福祉係 電話 0176-51-6718